

諮詢番号：平成31年度諮詢第17号

答申番号：平成31年度答申第18号

答 申 書

第1 審査会の結論

本件審査請求は、理由がないため行政不服審査法（平成26年法律第68号）第45条第2項の規定により棄却すべきである、との審査庁の意見は妥当である。

第2 審査請求に至る経過

- 1 審査請求人は、平成31年1月15日、処分庁に対し、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項の規定に基づき、右股関節の障害に係る身体障害者手帳の交付を申請するとともに、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第53条第1項の規定に基づき、右股関節人工関節置換術に係る自立支援医療（更生医療）の支給認定の申請（以下「本件申請」という。）をした。
- 2 処分庁は、平成31年3月7日、審査請求人がした身体障害者手帳の交付申請を却下した。
- 3 処分庁は、平成31年3月7日、同日付け神[]第[]号自立支援医療（更生医療）支給認定申請却下通知書により、本件申請を却下した（以下「本件処分」という。）。
- 4 審査請求人は、平成31年4月19日、本件処分の取消しを求める審査請求をした。

第3 審査関係人の主張の要旨

1 審査請求人の主張

自立支援医療（更生医療）があるからと手術にのぞみましたのに何の連絡もなく二ヶ月のリハビリの後退院しましたらこの通知書でした。

まして私は左の股関節を手術した時は更生医療を受けて頑張りましたのに右はなしとは納得できかねます。

3月28日 [] 病院退院後手術をしていただいた []

[] 病院へ検査へ行った時整形外科 [] 先生に事情を説明したところ新しく診断書を書いていただき 5月25日頃？身体障害5級の認定をもらい区役所に届けました。

2 審査庁

本件審査請求は理由がないため、行政不服審査法第45条第2項の規定により、棄却されるべきである。

第4 審理員意見書の要旨

1 審理員意見書の結論

本件審査請求は、理由がないため行政不服審査法第45条第2項の規定により、棄却されるべきである。

2 審理員意見書の理由

(1) 法第53条第1項は「支給認定〔市町村等の自立支援医療費を支給する旨の認定〕を受けようとする障害者又は障害児の保護者は、厚生労働省令で定めるところにより、市町村等に申請をしなければならない。」と定め、法第54条第1項前段は「市町村等は、前条第1項の申請に係る障害者等が、その心身の障害の状態からみて自立支援医療を受ける必要があり、かつ、当該障害者等又はその属する世帯の他の世帯員の所得の状況、治療状況その他の事情を勘案して政令で定める基準に該当する場合には、厚生労働省令で定める自立支援医療の種類ごとに支給認定を行うものとする。」と定める。上記「障害者等」とは、障害者又は障害児を意味するところ（法第2条第1項第1号）、「障害者」とは、本件との関

係でみれば、「身体障害者福祉法第4条に規定する身体障害者…のうち18歳以上である者」を意味する（法第4条第1項）。また、神戸市自立支援医療（更生医療）実施要綱（平成18年4月1日保健福祉局長決定、以下「本件要綱」という。）第2条柱書は「更生医療の対象となる者は、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第4条に規定する身体上の障害を有すると認められる者であつて、確実な治療の効果が期待できるものとすること。」と定めている。

身体障害者福祉法第4条は「この法律において、『身体障害者』とは、別表に掲げる身体上の障害がある18歳以上の者であつて、都道府県知事から身体障害者手帳の交付を受けたものをいう。」と定めている。当該「別表」は、下記のような定めとなっている（本件と関係のある箇所のみ挙げる。）。

記

四 次に掲げる肢体不自由

- 1 一上肢、一下肢又は体幹の機能の著しい障害で、永続するもの
- 2 一上肢のおや指を指骨間関節以上で欠くもの又はひとさし指を含めて一上肢の二指以上をそれぞれ第一指骨間関節以上で欠くもの
- 3 一下肢をリスフラン関節以上で欠くもの
- 4 両下肢のすべての指を欠くもの
- 5 一上肢のおや指の機能の著しい障害又はひとさし指を含めて一上肢の三指以上の機能の著しい障害で、永続するもの
- 6 1から5までに掲げるもののほか、その程度が1から5までに掲げる障害の程度以上であると認められる障害

(2) 上記(1)のような法、本件要綱及び身体障害者の各規定の仕方をみると、法に基づき自立支援医療費を支給する旨の認定を受けることができるものは、およそ障害を有する者ではなく、その中でも、身体障害者福祉法に基づき、身体障害者手帳の交付を受けている者に限定されていると解

釈するのが合理的であって（本件との関係でいえば、自立支援医療費制度は、身体障害者手帳制度を前提とする制度であると解釈することができる。）；処分庁は、かかる手帳の交付を受けていない者に自立支援医療費の支給認定を行うことはできず、それを行えば当該認定は法令違反を招来することになる。このように解釈しても、申請者は、身体障害者福祉法第15条第5項に基づく処分の取消しを求める等の不服申立ての手段が保障されていることから、申請者の権利保護の点で問題がない。

- (3) 本件において、審査請求人は、平成31年1月15日、処分庁に対し、身体障害者福祉法第15条第1項の規定に基づき、右股関節の障害に係る身体障害者手帳の交付を申請したところ、処分庁は、同年3月7日、かかる申請について、身体障害者手帳交付申請却下処分を行った。そのため、審査請求人は、本件処分当時、身体障害者手帳を有していなかった。そうであれば、処分庁が、審査請求人において、身体障害者手帳の交付を受けていないことを理由に、本件処分を行うことは法に適ったものであり、適法であるというほかない。
- (4) ところで、審査請求人は、上記第3の1のとおりの主張をしているが、本件において重要なのは、審査請求人が本件処分（平成31年3月7日）時点において身体障害者手帳を有していたか否かであって、過去に身体障害者手帳を有していたことがある、将来的に身体障害者手帳を有する予定である等の事情は無関係であり、法第54条第1項前段の要件をみたさない。また、仮に身体障害者福祉法の別表に定める障害があったとしても、身体障害者手帳の交付を受けていないような場合にも、法第54条第1項前段の要件を満たさない。以上のような場合には、いずれも、自立支援医療費の支給認定を受けることができないのである。

第5 調査審議の経過

令和元年11月12日 第1回審議

令和元年12月24日 第2回審議

令和2年1月21日 第3回審議

令和2年2月13日 第4回審議

第6 審査会の判断

1 法第53条第1項は「支給認定を受けようとする障害者又は障害児の保護者は、厚生労働省令で定めるところにより、市町村等に申請をしなければならない。」と定め、法第54条第1項前段は「市町村等は、前条第1項の申請に係る障害者等が、その心身の障害の状態からみて自立支援医療を受ける必要があり、かつ、当該障害者等又はその属する世帯の他の世帯員の所得の状況、治療状況その他の事情を勘案して政令で定める基準に該当する場合には、厚生労働省令で定める自立支援医療の種類ごとに支給認定を行うものとする。」と定める。上記「障害者等」とは、障害者又は障害児を意味するところ（法第2条第1項第1号）、「障害者」とは、本件との関係でみれば、「身体障害者福祉法第4条に規定する身体障害者…のうち18歳以上である者」を意味する（法第4条第1項）。

身体障害者福祉法第4条は「この法律において、『身体障害者』とは、別表に掲げる身体上の障害がある18歳以上の者であって、都道府県知事から身体障害者手帳の交付を受けたものをいう。」と定めている。

2 上記1のような法及び身体障害者の各規定の仕方をみると、法に基づき自立支援医療費を支給する旨の認定を受けることができるのは、障害を有する者の中でも、身体障害者福祉法に基づき、身体障害者手帳の交付を受けている者に限定されていると解釈するのが合理的である。したがって、処分庁は、かかる手帳の交付を受けていない者に自立支援医療費の支給認定を行うことはできない。

3 本件において、審査請求人は、平成31年1月15日、処分庁に対し、身体障害者福祉法第15条第1項の規定に基づき、右股関節の障害に係る身体障害者手帳の交付を申請したところ、処分庁は、同年3月7日、かかる申請について、身体障害者手帳交付申請却下処分を行った。そのため、審査請

求人は、本件処分当時、身体障害者手帳を有していなかった。そうであれば、処分庁が、審査請求人において、身体障害者手帳の交付を受けていないことを理由に、本件処分を行うことは違法又は不当とはいえない。

4 ところで、審査請求人は、上記第3の1のとおりの主張をしているが、本件において自立支援医療の支給認定の要件となっているのは、審査請求人が本件処分時点において身体障害者手帳を有していたことであって、過去に身体障害者手帳を有していたことがある、将来的に身体障害者手帳を有する予定である等の事情は無関係である。

5 上記以外の違法性又は不当性についての検討

他に本件処分に違法又は不当な点は認められない。

6 結論

よって、本件処分は違法又は不当であるとはいえないから、本件審査請求は、棄却されるべきである。

神戸市行政不服審査会

会長 水谷恭子

委員 興津征雄

委員 大原雅之

委員 西上治